

御所市営墓地 合葬墓のご案内



合葬墓とは、個人や家族単位で建立する従来の墓とは異なり、ひとつの墓に多くの方々の遺骨を一緒に埋蔵する施設です。

市が将来に渡って管理するため、墓の維持管理や後継者問題にお悩みの方も安心して利用できます。また、生前予約も受付しています。

この案内をよく読んで、ご家族・ご親族と十分に相談したうえで、お申し込みください。

《お問い合わせ》

御所市 環境衛生部 環境政策課 環境政策係

〒639-2256 御所市栗阪293(御所市クリーンセンター内)

電話 0745-66-1087 FAX 0745-66-2441

E-MAIL clean@city.gose.nara.jp

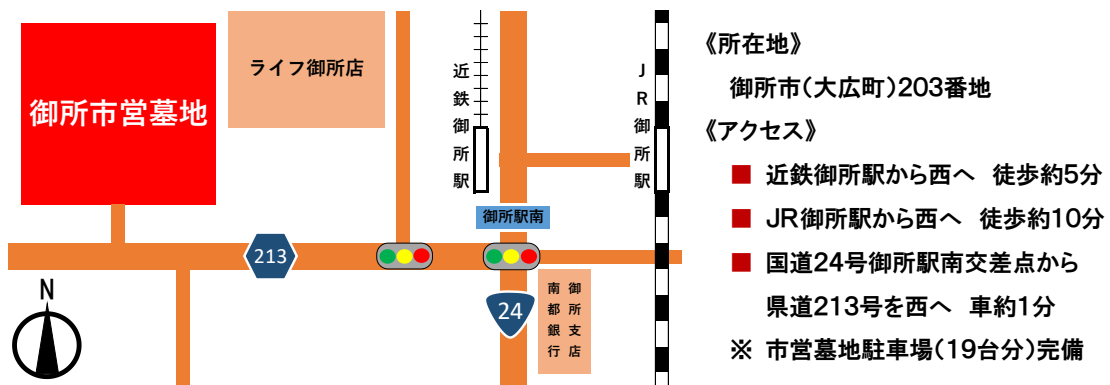
URL <https://www.city.gose.nara.jp/>



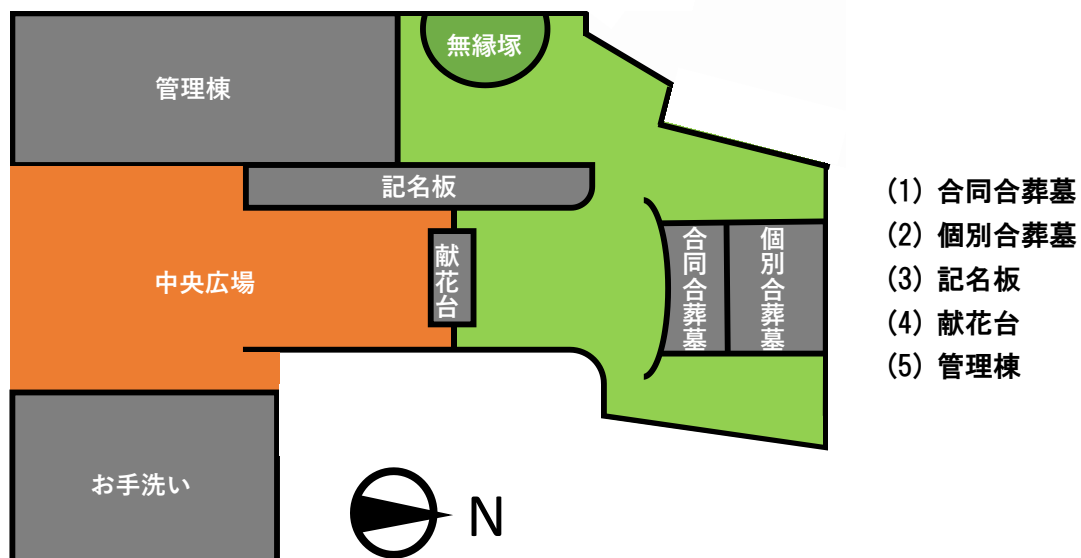
1 合葬墓の特徴

- ひとつの墓に多くの方々の遺骨と一緒に埋葬する施設です。
- 墓石の建立、維持管理、承継等の不安がありません。
- 希望者は、個別合葬墓で遺骨を一定期間個別安置できます。
- 希望者は、氏名等を刻字した銘板を記名板に設置できます。
- 合同合葬墓に埋蔵した遺骨は、取り出すことができません。
- 合葬墓正面の献花台でいつでも参拝できます。
- 信仰の有無、宗教・宗派を問わず、どなたでも使用できます。
- 市では、供養や慰霊のための儀式を行いません。
- 合葬墓を使用したい方は、使用条件を確認し、使用許可を受けてください。

2 市営墓地アクセスマップ



3 合葬墓の施設



《合葬墓モニュメント》

私たちのふるさと“御所市”を象徴するデザインとして、葛城山と金剛山の稜線をイメージしました。



(1) 合同合葬墓



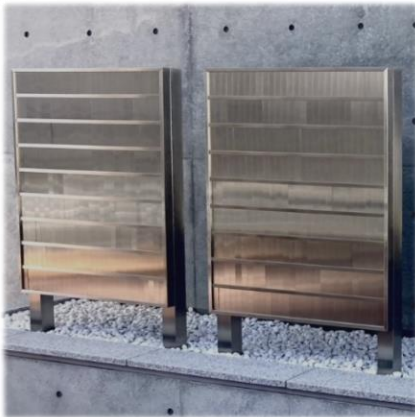
- 複数の遺骨を合同で埋蔵する施設です。
- 700体分の遺骨が埋蔵できます。
- 使用料は、50,000 円/体です。合葬墓を使用する際の基本使用料となります。
- 遺骨は納骨袋に納めて合同合葬墓に埋蔵します。骨壺に納めたまま埋蔵できません。
- 遺骨は市が埋蔵します。合同合葬墓への立入りや埋蔵の立会いはできません。
- 合同合葬墓に埋蔵された遺骨は、取り出すことができません。
- 合葬墓の使用を希望する方は、使用資格を確認して、市に使用許可を申請してください。

(2) 個別合葬墓



- 合葬墓の施設内に配置した棚に10年間遺骨を個別安置できます。(希望制)
- 280体分の遺骨が収蔵できます。
- 使用料は、50,000 円/体です。合同合葬墓使用料(基本使用料)に加算されます。
- 個別合葬墓の使用期間は、遺骨を安置する日の翌日から起算して10年間とします。
- 遺骨は骨壺に納めた状態で収蔵します。安置する棚の位置は、指定できません。
- 個別安置の期間中であれば、使用を取りやめ、遺骨を返還することができます。
- 1回限り、10年間安置期間を延長できます。延長使用料は、50,000 円/体です。
- 安置期間の終了後、市が遺骨を骨壺から納骨袋に移し替え、合同合葬墓に埋蔵します。合同合葬墓への立入りや埋蔵の立会いはできません。
- 合同合葬墓に遺骨を移す際は、市から使用者に事前連絡いたします。
- 合同合葬墓の附属施設であるため、個別合葬墓のみの使用はできません。

(3) 記名板



- 記名板は、故人の名前と没年月日を刻字した銘板を設置できます。(希望制)
- 972枚分の銘板が設置できます。
- 使用料は、30,000 円/枚です。合同合葬墓使用料(基本使用料)に加算されます。
- 銘板の材質は、ステンレス製です。
- 銘板の寸法は、縦10cm、横3cm です。
- 銘板は、1体につき1枚です。連名での刻字は、できません。
- 銘板は納骨後に市で設置します。銘板を設置する位置は、指定できません。

(4) 献花台



- 合葬墓の内部に立ち入って参拝できません。合葬墓正面の献花台をご利用ください。
- 屋根に覆われているので、雨天でも不自由なくお参りできます。
- 他の参拝者に配慮し、混雑時はお互いに譲り合ってお参りください。
- 他の参拝者の迷惑となるので、法要等の行事を行わないでください。
- 線香立て、ろうそく立て等はありません。
- 焼香等を含め、火気を使用しないでください。
- 供花、供物等は必ずお持ち帰りください。

(5) 管理棟



- 管理棟に職員は常駐していません。
- 管理棟で合葬墓の申請・届出はできません。合葬墓の各種申請手続、お問い合わせ等は、御所市クリーンセンターで承ります。
- 納骨の際は、予約した日時に管理棟にお越しください。時間厳守をお願いします。
- 管理棟の正面にお手洗があります。お手洗いが使用できる時間は、午前6時から午後5時までです。シャッターが自動で開閉しますので、ご注意ください。
- 足が不自由な人、視覚障害がある人など、おひとりでの参拝に介助が必要な場合は、事前にご相談ください。

4 合葬墓の使用料

(1) 使用料

基本使用料	合同合葬墓使用料	50,000 円/体
オプション使用料 (希望者のみ)	個別合葬墓使用料 10 年間	50,000 円/体
	個別合葬墓延長使用料 10 年間	50,000 円/体
	記名板使用料	30,000 円/枚
※ 各オプション使用料は、基本使用料に加算します。		

※ 別途、管理料等をいただくことはありません。

(2) 使用料の還付

一度納付した使用料は還付できません。ただし、合同合葬墓に遺骨を埋蔵する前に使用を取りやめたときは、次の区分で既納の使用料の一部を還付します。

合葬墓の使用前	合同合葬墓、個別合葬墓、記名板の各使用料 ⇒ 6/10
個別合葬墓の使用前	合同合葬墓使用料 ⇒ 6/10
	個別合葬墓、記名板の各使用料 ⇒ 2/10

5 使用者の資格

(1) 遺骨を所持している場合

- ① 亡くなったとき御所市民であった人の遺骨をお持ちの方
- ② 亡くなったとき御所市民でなかった2親等以内の親族(祖父母、父母、配偶者、兄弟姉妹、子、孫)の遺骨をお持ちの方(御所市民の人に限りません。)

(2) 他の墓地から遺骨を移す(改葬する)場合

- ③ 御所市営墓地の一般墓地を使用している人で、墓地区画を返還(墓じまい)して合葬墓に遺骨を改葬する方
- ④ 御所市営墓地以外の墓地から合葬墓に遺骨を改葬する方(御所市民の人に限りません。)

※ ③の御所市営墓地の一般墓地を使用している人は、ご自身のために合葬墓を使用できません。必ず一般墓地区画の返還を申し出てください。返還の手続きは、御所市環境政策課にお問い合わせください。

(3) 生前予約をする場合

- ⑤ 満65歳以上の御所市民の方(身寄りのない人)

※ ご自身が亡くなった後に合葬墓へ納骨する人を決めておくなど必要な措置を講じてください。祭祀を執り行うご家族等がいる場合は、合葬墓を使用したい旨をご家族等に意思表示しておくことで、祭祀主宰者が随時申請できますので、生前予約は必要ありません。

6 使用許可・各種申請の窓口

(1) 使用者の募集

合葬墓の使用者は、随時募集しています。なお、応募者が多数の場合は、抽選により使用者を決定することがあります。

(2) 使用許可の申請方法

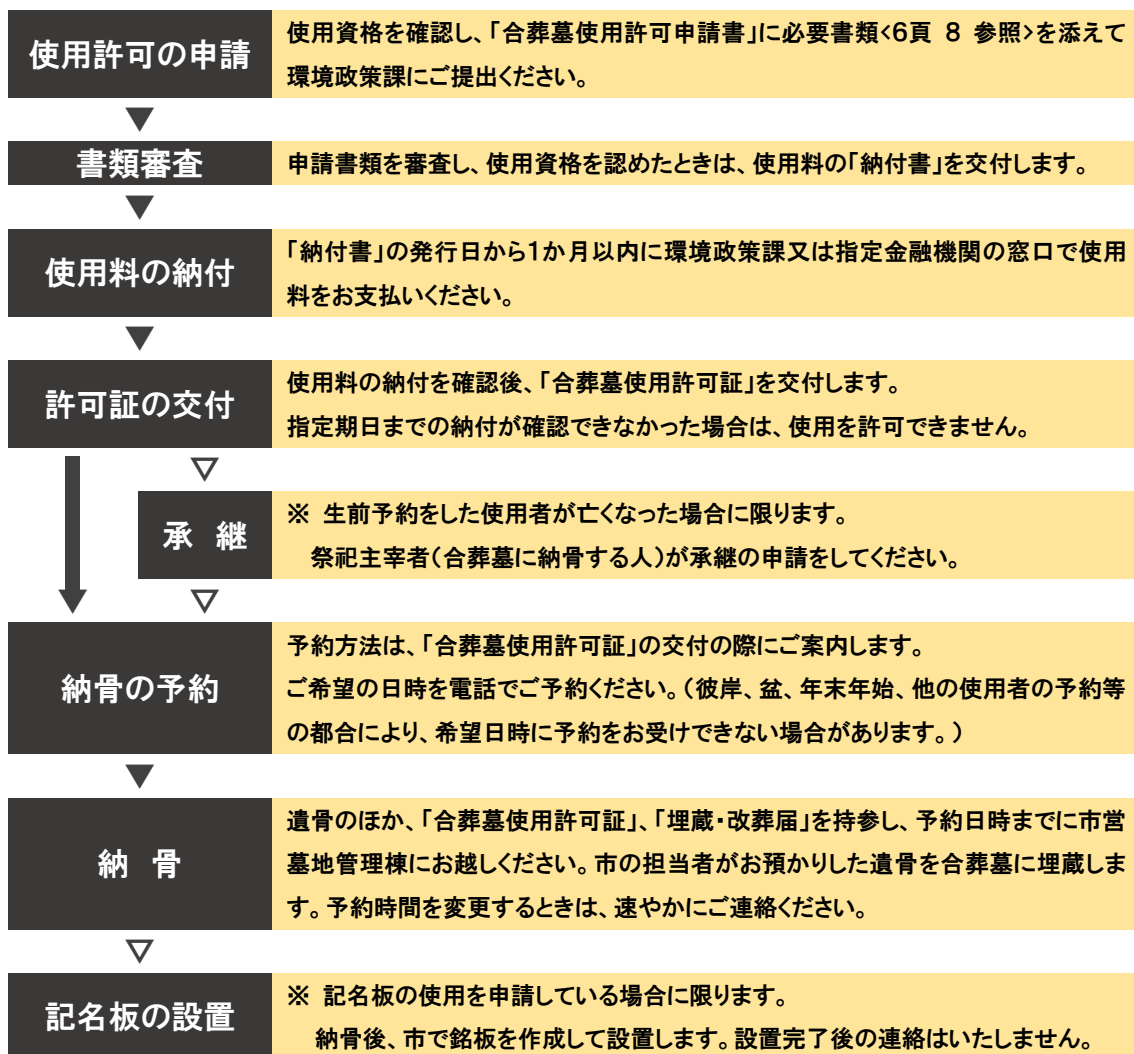
窓口持参 ⇒ 必要書類等を持って、下記の受付窓口までお越しください。

〈場所〉 奈良県御所市栗阪293番地 御所市クリーンセンター 環境政策課

〈日時〉 通年(土・日・祝休日、年末年始を除く。) 8時30分～17時15分

※ 電子メール、FAX、電子申請システム等による申請はできません。持参が困難な場合は、ご相談ください。

7 使用許可の申請から納骨までの流れ



8 使用許可の申請書類

(1) 遺骨を保有している場合 <4頁 5-(1)-①・② 参照>

- 「御所市営墓地合葬墓使用許可申請書」(様式第2号)
- 申請者の「住民票の写し」(本籍地の記載があるもの)
- 「埋・火葬許可証」(火葬執行済証明書)

※ 死亡届の受付時に、市区町村が届出人に交付します。火葬後に火葬執行済みの証明印が押されます。

- <5-(1)-②の場合> 2親等以内を証する「戸籍謄本」(戸籍全部事項証明書)

(2) 他の墓地から遺骨を移す(改葬する)場合 <4頁 5-(2)-③・④ 参照>

- 「御所市営墓地合葬墓使用許可申請書」(様式第2号)
- 申請者の「住民票の写し」(本籍地の記載があるもの)
- 「改葬許可証」(遺骨が埋蔵されている墓地が所在する市区町村が発行)

※ 発行手続きは、墓地所在地の市区町村にお問い合わせください。

(3) 生前予約をする場合 <4頁 5-(3)-⑤ 参照>

- 「御所市営墓地合葬墓使用許可申請書」(様式第2号)
- 申請者の「住民票の写し」(本籍地の記載があるもの)
- 死亡後に祭祀を主宰する人の氏名、住所及び連絡先(様式任意)

9 その他の申請書類

(1) 使用者の氏名、住所、本籍等に変更が生じたとき

- 「御所市営墓地使用許可証記載事項変更届」(様式第6号)
- 「御所市営墓地合葬墓使用許可証」
- 使用者の「住民票の写し」その他変更の事実を証する公的書類

(2) 「合葬墓使用許可証」を紛失したとき

- 「御所市営墓地使用許可証再交付申請書」(様式第9号)
- 使用者の「住民票の写し」または本人確認ができる公的書類

※ 再発行手数料として、500 円をお支払いください。

(3) 生前予約者が死亡したとき(承継)

- 「御所市営墓地合葬墓承継使用許可申請書」(様式第11号)
- 被承継者(生前予約者)の「御所市営墓地合葬墓使用許可証」
- 承継者の「住民票の写し」
- 被承継者(生前予約者)との続柄を証する「戸籍謄本」(戸籍全部事項証明書)

※ 書換え手数料として、1,000 円をお支払いください。

- (4) 合同合葬墓の埋蔵前または個別安置期間中に合葬墓の使用を取りやめるとき
- 「御所市営墓地合葬墓使用中止届」(様式第13号)
 - 「御所市営墓地合葬墓使用許可証」
 - 振込先口座がわかる通帳等の写し
- ※ 念のため印鑑(認印)を持参してください。(インク式浸透印は不可)

10 納骨の注意事項

(1) 共通事項

- 使用許可を受けた後は、生前予約者を除き、速やかに納骨をしてください。正当な理由なく納骨を行わないときは、使用許可を取り消すことがあります。
- 合葬墓使用許可証に記載された埋蔵対象者以外の遺骨は収蔵できません。
- 納骨の際、合葬墓使用許可証と「御所市営墓地埋蔵・改葬届」(様式第8号)を市の担当者にご提出ください。使用許可証は、必要事項を記入して、返却します。
- 土葬されていた遺骨は、あらかじめ改葬のための火葬を行ってください。
- 改葬の場合は、5名分までの遺骨を1体とみなして取り扱うことができます。
- 遺影、副葬品等は、収蔵できません。

(2) 合同合葬墓

- 合同合葬墓は、遺骨を納骨袋に納めて埋蔵します。
- 合同合葬墓に埋蔵された遺骨は、改葬・分骨・返還できません。

(3) 個別合葬墓

- 個別合葬墓に安置するための骨壺は、使用者でご用意ください。安置できる骨壺の寸法は、幅18cm、奥行き18cm、高さ20cm以下です。
- 個別安置の期間中は、遺骨を引き取ることができますが、他の墓地へ遺骨を移すときは、合葬墓の使用の取りやめを届け出て、改葬許可を受けてください。

11 その他の注意事項

- 合葬墓の使用申請は、随時受付しています。募集停止などの応募要件に変更が生じたときは、広報御所及び御所市ホームページでお知らせします。
- 御所市営墓地条例及び御所市営墓地条例施行規則に違反したときは、使用許可を取り消すことがあります。取り消したときは、既納の使用料を還付いたしません。
- 無縁塚(管理棟北隣)は、身元不明や身寄りがなく引き取り手のない遺骨を埋葬するための施設です。参拝はできますが、一般利用はできません。
- 各種申請・届出の様式は、御所市環境政策課で入手できるほか、御所市ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。